

矢吹町教育大綱

(基本理念)

緑豊かな大地に

主体的に生きる心豊かな人間の育成

令和5年4月

矢 吹 町

矢吹町教育委員会

目 次

第1章 はじめに

1 教育大綱の位置付け	1
2 関連計画等との整理	2
3 期間	3

第2章 教育大綱

1 教育大綱の構成	4
(1) 基本理念	4
(2) 基本目標	5
(3) 重点項目	6
2 実施計画	8

(参考資料)

関係法令条文 (抜粋)	16
-------------	----

第1章 はじめに

現代社会は、少子高齢化、国際化、高度情報化などの進展が目覚しく、グローバル化や人工知能（AI）などの技術革新が急速に進み、社会情勢が急激に変化するなか、子どもたちには自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り拓いていく力が求められています。将来を担う町の宝である子どもたちをどのように支え、育てていくかについて真剣に考え、子どもたち一人一人に確かな学力や社会を生き抜く力が身につく教育が望まれています。また、子どもたちが自分の夢や希望に向かうための支援は、学校、家庭、行政が連携を強化しながら、地域社会全体で取り組むことが求められています。

特に、子ども・子育ての分野では、結婚に対する意識の変化、出会いの機会の減少、若者の経済力の低下、子育てに対する負担感の増大などを背景に、婚姻件数と出生率が減少しています。また、わが国では、ひとり親家庭の貧困率が高く、経済的負担の軽減が課題となっています。

この認識から、本町では、矢吹町総合教育会議における協議に基づき、首長と教育委員会が教育の課題と目指すべき方向性を共有し、一体となって教育の一層の振興を図るため、「矢吹町教育大綱」（以下「教育大綱」という。）を定めます。

本教育大綱は、本町の教育、学術及び文化の振興に関する目標や総合的な施策の根本的な方向性を示した指針であると同時に、本教育大綱では、未来を担う子どもたちの健やかな体と豊かな心を育むため、家庭、学校、地域の全ての皆さんが、子どもたちとともに、学び成長し続けるという、生涯にわたる人づくりを目指します。

さらに、子育て支援策では、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるため、子育ての本来的な役割は家庭にあることを基本としながら、出産や育児にかかる家庭の負担を軽減し、若い世代が出産や子育てに希望を持てる地域の実現を目指します。

また、子育てをする家庭が仕事との両立を図ることができるよう、そして、次世代を担う子どもたちに特色ある教育を推進しながら、地域とともに子どもたちを見守り育てます。

1 教育大綱の位置付け

教育大綱は、平成27年4月1日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）」第1条の3に規定されるものです。

また、教育大綱は、地方公共団体の教育政策に関する方向性を明確化するものとして、総合教育会議において、首長と教育委員会が、協議、調整を尽くし、首長が、教育の目標や教育に関する基本的な指針として策定するものです。

なお、「教育基本法」第17条第2項に基づく、「第四次矢吹町教育振興基本計画」（令和2年度から令和5年度まで）は、教育委員会が策定する教育振興のための施策であり、本町では、施策の実施計画として位置付けします。

本町の目指すべき方向や各分野における指針については、平成28年3月に、新たに策定した町の最上位計画である「第6次矢吹町まちづくり総合計画（基本構想）」及び、令和2年作成の後期基本計画に示していますが、本教育大綱は、特に教育分野で取り組むべき基本的な方向性について明確化したものです。

第6次矢吹町まちづくり総合計画
未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき

■まちづくりの理念

「自助・共助・公助の考え方」「協働のまちづくり」「いにしえから学ぶ、まちづくりのリーダー」「情報共有・情報発信のまちづくり」「行政運営の考え方」

■基本姿勢：人材を育てる 矢吹を好きになる 風景を残し守る

■7つの分野：人 支えあい 子ども 仕事 暮らし 人口減少対策 計画実現のために

教育分野の計画

矢吹町教育大綱
(教育の目指す基本的な方向性)

第四次矢吹町教育振興基本計画 (施策の実施計画)

国の
教育振興計画
(第4期)
令和5年度から
令和9年度まで

個別分野の計画等 (子育て支援、学校教育、生涯学習、文化財、スポーツ等)

2 関連計画等との整理

(1) 第四次矢吹町教育振興基本計画

これまでの第一次から第三次の矢吹町教育振興基本計画では、教育委員会が取り組んできたそれぞれの事業は、年度ごとに目標を明らかにし、進捗管理を行いながら執行されています。また、平成23年度からは外部行政評価による点検評価を実施していることから、第四次矢吹町教育振興基本計画においても、これまでの課題を整理し、町民により分かりやすい開かれた教育行政の執行に尽力いただけるものと期待しております。

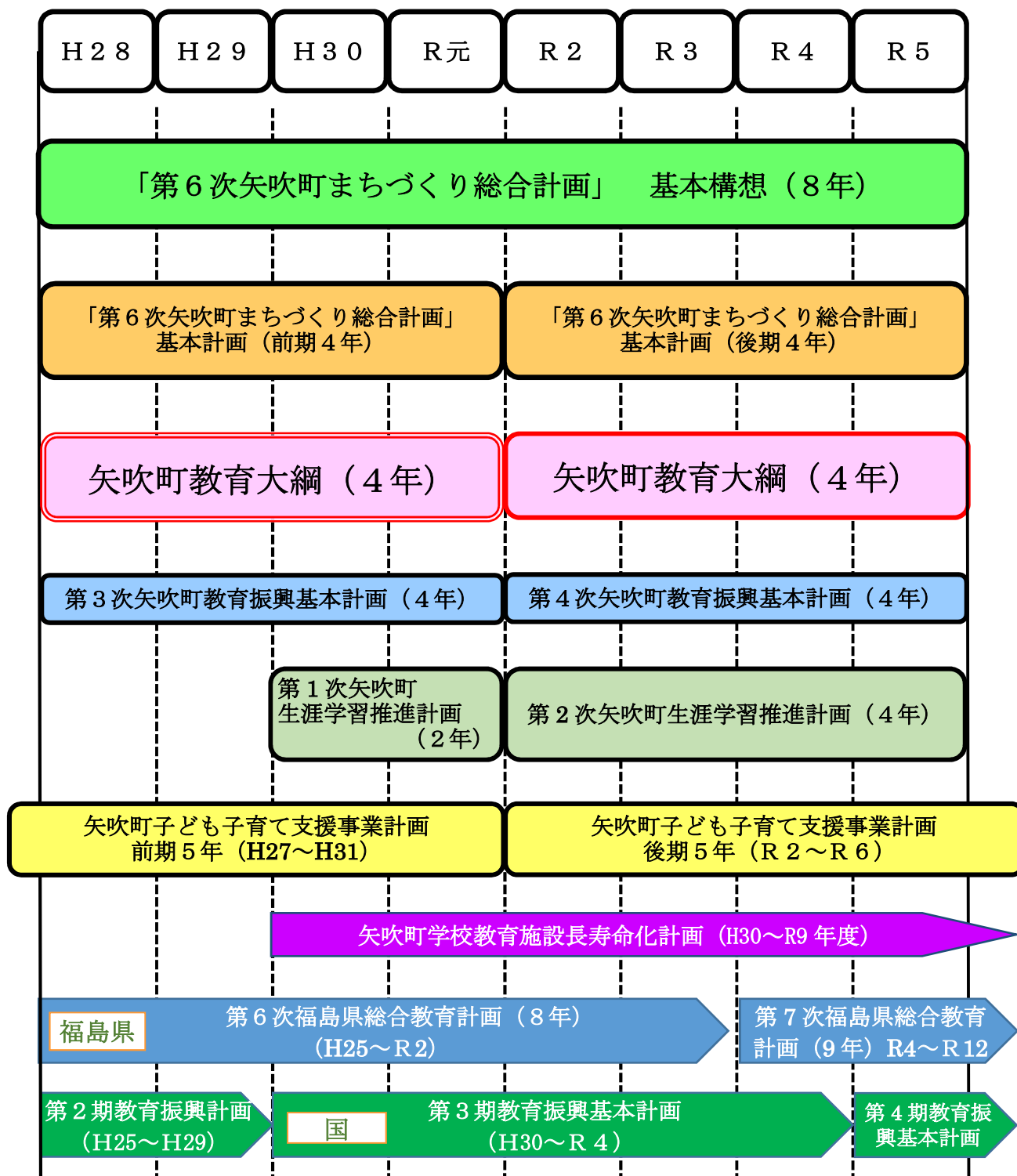
(2) 関係計画等との整理

本教育大綱については、国及び福島県において策定している以下の計画及び社会情勢の動向等も踏まえ、本町の計画に大きく影響がある場合は、随時見直しを図ります。

- 国の第4期教育振興計画 (令和5年度から令和9年度まで)
- 県の第7次福島県総合教育計画 (令和4年度から令和12年度まで)
- 町の子ども子育て支援事業計画 (令和2年度から令和5年度まで)
- 今後の教育行政に関する社会情勢等の動向

3 期間

本教育大綱の期間は基本的には、令和2年度を始期に、令和5年度を終期とする4ヵ年とします。なお、この期間中も毎年、総合教育会議を開催し、首長と教育委員会が協議、調整を尽くし、本教育大綱に基づく教育行政の一層の充実を図ります。



第2章 教育大綱

第6次矢吹町まちづくり総合計画の目指す将来像「未来を拓く日本三大開拓地さわやかな田園のまち・やぶき」では、未来を見据え町民みんなが心豊かに幸せに暮らしていくため、町全体が一丸となったまちづくりを行うと示しています。

このまちづくりの理念と3つの基本姿勢（人材を育てる、矢吹を好きになる、風景を残し守る）は、これまでの矢吹町教育振興基本計画の基本理念に共通するものであり、教育大綱の基本理念は、教育の継続性、一貫性を重視し、第三次矢吹町教育振興基本計画の基本理念を継承します。

また、教育大綱では、本町における子育て・教育・文化・生涯学習に関する教育行政を総合的に推進するため、第6次矢吹町まちづくり総合計画の7つの分野（人、支えあい、子ども、仕事、暮らし、人口減少対策、計画実現のために）に位置付けされている教育に係る5つの分野（人、支えあい、子ども、人口減少対策、計画実現のために）の施策及び教育との連携が必要な他分野における施策を重点政策として、それぞれの方向性を整理しました。

なお、教育現場が抱える課題、少子化の進展、文化・生涯学習活動の活性化など、将来にわたる重要な施策について、方向性を共有し、課題解決に向けた取り組みを行います。

1 教育大綱の構成

教育大綱は、第6次矢吹町まちづくり総合計画の目標や理念を基に、「基本理念」、「基本目標」、「重点項目」によって構成します。

(1) 基本理念

第6次矢吹町まちづくり総合計画を基本にしながら、教育の継続性、一貫性を重視し、第三次矢吹町教育振興基本計画の基本理念を継承します。

矢吹町の将来像

「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」

を目指し

教育大綱の理念を

『緑豊かな大地に主体的に生きる心豊かな人間の育成』

とします。

■ 人づくりの基本である家庭教育と幼児教育・学校教育の連携と充実を図り、子どもたち一人一人に「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育むことを目指します。

■ そして、地域の伝統文化の継承をはじめ、貴重な町の文化財の理解と保護に努めながら、町の良さに気づき、さらに文化・スポーツなどの生涯学習活動を通じて、多くの町民とともに主体的に歩み、矢吹町に生まれ育って良かったと実感できる生活を支援していきます。

- また、第6次矢吹町まちづくり総合計画に掲げる「人材を育てる」、「矢吹を好きになる」、「風景を残し守る」の3つの基本姿勢は、教育行政分野でも同じ重要な観点であり、本町の強み、特徴を活かした「矢吹らしさ」を醸成します。

(2) 基本目標

矢吹町では、第6次矢吹町まちづくり総合計画を基に、本町の歴史や文化、自然環境などの特性や強みを生かしながら、町民一人一人が学びを通じて、ふるさとへの誇りと愛着を実感し、自信を持って将来につないでいける活力あるまちづくりを進めています。

まちづくりの基礎は人づくりであり、まちの将来を担う子どもたちを健やかに育てていくことは、家庭、地域、保育園、幼稚園、学校、教育委員会のみならず、社会全体が取り組むべき大切なことです。

その実現のため、矢吹町は、心豊かな人づくり、人と人がつながる豊かな地域づくりに向けて、教育・文化をはじめ、幅広い分野において、各種施策に取り組めます。

子ども子育ての支援では、行政が質・量ともに充実させるとともに、社会のあらゆる分野において、協働のまちづくりにより、それぞれの役割を果たすことが必要であり、家庭を築き、子どもを産み育てる世代の皆さんの希望をかなえる取り組みを進めます。

学校教育では、子どもたちの確かな学力と生きる力を養うため、より良い学校教育の質の向上と環境の充実を進めるとともに、地域とともにある学校を目指し、社会総掛かりでの教育の実現を目指します。

社会教育・文化活動では、学びを通じた人づくり、地域づくりを推進するとともに、町民によるスポーツ活動の推進と競技力の向上を図るほか、町民の多様な文化・芸術活動などの生涯学習分野の活性化を進めます。

文化財の保護及び継承活動では、先祖が慈しみ育んできた貴重な文化財について、これを継承し次世代に引き継いでいくことに努め、有形及び無形文化財の継承発展の取り組みを進めます。

また、その他の分野においても、子どもの育ちや社会的自立に向けた支援、まちづくりのための人材育成などに取り組めます。

■ 基本目標とする項目と重点項目との関連性

- ・ ふるさとの誇りと愛着心の育成 …………… 「人」
- ・ 社会全体で取り組む子どもたちの育成 …… 「子ども」「人口減少対策」
- ・ 協働のまちづくりによる子育て支援 ……… 「子ども」
- ・ 学校教育の質の向上、環境の充実 …………… 「子ども」、「計画実現のために」
- ・ 学びを通じた人づくりの推進 …………… 「子ども」、「支えあい」
- ・ スポーツ活動の推進と競技力の向上 ……… 「人」
- ・ 文化、芸術活動、生涯学習分野の活性化 …… 「人」

(3) 重点項目

教育大綱の基本理念である「緑豊かな大地に主体的に生きる心豊かな人間の育成」の実現に向けて、次の5つの分野（人、支えあい、子ども、人口減少対策、計画実現のために）を重点項目に設定し、その指針に基づく政策、施策を推進します。

なお、町部局と教育委員会では、これまでも、教育分野の課題と目指すべき方向性について、共通の認識のもと事業を展開しており、矢吹町の最上位計画であり、まちづくりの手引書である第6次矢吹町まちづくり総合計画との整合性が図られています。

1 人

重点項目

人

住む人みんなが健康で輝き、幸せを実感できるあたたかいまちをつくりま

政策・施策

- (1) 健康のまちづくりを推進します。
 - ① 予防医療と地域医療の充実
- (2) 生涯学習によって自己実現できるまちをつくりま
- (3) 文化とスポーツが盛んなまちをつくりま
- (4) 交流を深め人と人が結びつくまちをつくりま

2 支えあい

重点項目

支えあい

豊かな自然環境の中で、みんなが支えあい助け合うまちをつくりま

政策・施策

- (1) 高齢者が元気に安心して暮らせるまちをつくりま

3 子ども

重点項目

子ども

未来の矢吹を担う子どもたちを育てるため、子育てに適した環境を提供し、子どもたちが心豊かに学び成長するまちをつくります。

政策・施策

- (1) 子どもを安心して産み育てることができるまちをつくります。
 - ① 子育て支援の充実
 - ② 幼稚園・保育園の充実
- (2) 教育環境が整備されたまちで次の時代を担う人を育てます。
 - ① 魅力ある教育の推進
 - ② 教育環境・教育施設の充実
 - ③ 地域教育の推進

4 人口減少対策

重点項目

人口減少 対策

矢吹に受け継がれる開拓精神でみんなが将来に希望を持てるまちづくりを推進します。

政策・施策

- (1) 将来に希望を持てるまちづくりを推進します。
 - ① 人口減少対策プロジェクトの推進

5 計画実現のために

重点項目

計画実現 のために

計画実現のために町民も行政も共に協力し行動する協働のまちづくりを進めまちづくり総合計画に基づいた行政運営を推進します。

政策・施策

- ① 協働のまちづくりを推進します。
 - ① 情報発信の強化

2 実施計画

教育大綱に位置付けた基本目標等の実現に向け、計画的な事業推進を図るため、具体的に実施する事業を下記により定めるものとします。

なお、位置づけした事業の検証、評価等は、第四次矢吹町教育振興基本計画を基に検証等の作業を実施し、毎年度、その結果について総合教育会議において協議、調整を図ります。

■ 事業名及び事業概要

※赤文字が変更箇所

人 1-1-2 健康のまちづくりを推進します。

予防医療と地域医療の充実

事業名	事業概要	担当課
小中学校健康診断事業	<p>学校保健安全法に基づき、就学予定者の心身の状況を的確に把握し、より良い就学をさせる目的で実施します。</p> <p>学校医を委嘱し、学校保健安全法に基づく児童の健康診断を行い、その結果に基づき疾病の予防を行うとともに治療を促し児童の健全な就学を図ります。合わせて学校薬剤師を委嘱し適正な就学環境整備と予防保健の充実を図ります。</p>	教育振興課 学校教育係

人 1-2-1 生涯学習によって自己実現できるまちをつくりま

学びの機会の提供と支援

事業名	事業概要	担当課
生涯学習情報提供事業	町ホームページの「サークル情報ネット」をはじめとしたホームページの充実を図るとともに、広報等を通じて生涯学習に関する総合的な情報を提供します。	生涯学習課 生涯学習係 スポーツ振興係
町民講座開設事業	いつでも、誰でも生涯にわたって学べるよう、町部局や他の機関との連携も進めながら町民講座の充実を図ります。また、若い世代の地域参画や生活の質の向上を目指し、主体的な生涯学習を推進します。	生涯学習課 生涯学習係 スポーツ振興係
地区公民館管理運営事業	矢吹、中畑及び三神の各地区公民館において、各地区公民館職員の企画・運営による、地区住民対象の各種事業やバス研修、芸能祭などの事業を実施するほか、各婦人学級の定例的な自主活動に加え講師を依頼する学習活動、町バス使用の町外研修を実施します。	生涯学習課 生涯学習係 スポーツ振興係

人 1-2-2 生涯学習によって自己実現できるまちをつくりま

生涯学習基盤の充実

事業名	事業概要	担当課
図書館管理運営事業	図書館の利便性向上と施設の良好な維持管理を行います。	生涯学習課 生涯学習係
文化センター管理運営事業	文化センターの利便性向上と施設の良好な維持管理を行います。	生涯学習課 生涯学習係

事業名	事業概要	担当課
ふるさとの森管理運営事業	ふるさとの森の利便性向上と施設の良い維持管理を行います。	生涯学習課 生涯学習係
複合施設管理運営事業	矢吹町複合施設において、効果・効率的な運営手法の検討を行います。また、多くの利用者が満足できるような運営が可能な団体等の選定を行います。 さらに、管理運営事業として、【中央公民館企画展示事業】【成人式開催事業】【複合施設管理運営事業】の3つの事業に取り組みます。	生涯学習課 生涯学習係 スポーツ振興係

人 1-3-1 文化とスポーツが盛んなまちをつくります。

文化・芸術の振興

事業名	事業概要	担当課
文化・スポーツ振興事業	町民の文化及びスポーツの振興を図るため、矢吹町文化・スポーツ振興基金条例の規定に基づいて基金の運用を図り、町民の文化及びスポーツ活動を支援します。また、矢吹町文化・スポーツ振興基金助成事業に該当しない東北大会以上の大会に出場する個人及び団体に対しては、激励金を支給し町民の文化及びスポーツの振興と町民個々の技術力の向上及び広く人材の育成を図ることにより、町民の文化及びスポーツの振興に寄与します。	生涯学習課 スポーツ振興係
町文化財保護活用事業	文化財に係る各種申請手続き、保存、活用等の事務を行います。埋蔵文化財の適切な確認事務を行うほか、文化財保護のための維持管理を実施します。	生涯学習課 生涯学習係
あゆり祭事業	町民文化祭（あゆり祭）として、町民による自主参加、自主決定、自主運営で多彩な芸術文化の展示及び公演等を実施します。 各種発表や展示についての集客については、その事業のPRに努めるとともに、あゆり祭運営委員会及び参加団体に対しても積極的な参加を呼び掛けるよう働きかけて実施します。	生涯学習課 生涯学習係
歴史民俗資料館整備検討事業	町の民俗資料を適切に管理・保存し、後世に引き継いでいくとともに、学校教育、生涯学習などで活用、鑑賞できる環境の構築を検討します。	生涯学習課 生涯学習係

人 1-3-2 文化とスポーツが盛んなまちをつくります。

スポーツの振興

事業名	事業概要	担当課
中畑清旗争奪ソフトボール大会事業	本事業は元巨人軍選手、元横浜 DeNA ベイスターズ監督中畑清氏の意向のもと、青少年健全育成を目的として県内外のソフトボール少年団及び県南地域の中学女子ソフトボールチームを集め大会を開催するものです。大会を素晴らしいものとするため、内容について中畑氏及び主管の町ソフトボール協会と協議のうえ実施します。	生涯学習課 スポーツ振興係

事業名	事業概要	担当課
総合型地域スポーツクラブ事業	地域の子どもからお年寄りまで、様々なスポーツを通じた健康維持増進と住民間の交流促進のため、平成28年度に矢吹スポーツクラブを設立しました。設立後は、スポーツ振興審議会やスポーツ推進委員などの会議において、運営支援について検討します。	生涯学習課 スポーツ振興係
体育協会支援事業	組織化されたスポーツ団体の育成・強化を図るとともに、スポーツ人口底辺拡大に努めます。協会運営の支援、各単協における町民体育祭の開催など、実施主体である体育協会への援助を行います。総会、理事会において協議検討を図っていきます。	生涯学習課 スポーツ振興係
スポーツ少年団育成事業	スポーツによる青少年の健全育成と青少年スポーツの振興のため、町内各スポーツ少年団の代表者等で矢吹町スポーツ少年団本部を組織し、各団の活動支援と育成を図ります。本部事業として、理事会、「結団式」「福島県荒川博杯ティール大会」「春蘭杯」「卒団式」等を開催します。	生涯学習課 スポーツ振興係
市町村対抗大会支援事業	町民のスポーツ参加意識の向上と、矢吹町チーム代表選手の育成・強化を図ります。 他市町村との交流促進と地域活性化に寄与し、「スポーツの町 やぶき」にふさわしい活躍ができるよう常に勝利を目指すサポート体制を築いていきます。	生涯学習課 スポーツ振興係
体育施設管理運営事業	矢吹球場ほか町の体育施設の良好な維持管理を行います。	生涯学習課 スポーツ振興係

人 1-4-1 交流を深め人と人が結びつくまちをつくります。

交流と定住の促進

事業名	事業概要	担当課
日本三大開拓地交流事業	青森県十和田市、宮崎県川南町との日本三大開拓を縁とした平成14年の共同宣言を踏まえ、子ども交流事業を3市町持ち回りで開催し、未来を担う子ども達に開拓の精神文化を広めます。	教育振興課 学校教育係
三鷹交流会事業	姉妹市町である東京都三鷹市と姉妹都市交流の一環として、昭和47年から両市町交替で主催し小学校5・6年生を対象とした交流会を実施します。 3年に一度、三鷹市管弦楽団を招聘し、矢吹中学校生徒を対象にフルオーケストラによる音楽交流会を実施します。(次回開催は令和6年度) 三鷹市より三鷹市民駅伝大会に招待を受け矢吹町チーム4チーム(一般男子、一般女子、中学男子、中学女子)が参加します。(11月)	生涯学習課 生涯学習係 スポーツ振興係
奨学金返還支援事業	本町における若者の定住を図ることを目的とし、町内に定住して就業する若者の奨学金返還に要する経費に対し補助金を交付します。 将来の返済を心配して奨学金の申し込みをためらう方に返還支援の可能性を示すことで、奨学金の利用を促進し、かつ将来の定住に結び付けます。	教育振興課 学校教育係

支えあい 2-3-2 高齢者が元気に安心して暮らせるまちをつくりま
 高年齢者の生きがいがづくり

事業名	事業概要	担当課
高齢者いきが づくり事業	町内在住の概ね 50 歳以上の方を対象とした毎月 1 回の本講座と月 1~2 回の分科部、研修旅行等を通し高齢者に対し、趣味・教養・レクリエーションの場を提供することぶき大学を開催します。 また、高齢者の生きがいがづくりとして、失われつつある昔の遊びなどの伝統行事を、高齢者と児童がふれあいながら実施します。	生涯学習課 生涯学習係 スポーツ振興係

子ども 3-1-1 子どもを安心して産み育てることができるまちをつくりま
 子育て支援の充実

事業名	事業概要	担当課
子育て支援事業	少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、子育て親子の交流等の推進、子育てに関する不安感等の緩和、子育て支援情報発信等子育て支援サービスの充実を図り、子どもの健やかな育ちを促進する各種事業に取り組めます。	子育て支援課 子育て支援係
子ども医療費助成事業	0 歳から 18 歳までの子どもの医療費を助成することにより、乳幼児・児童の疾病の早期発見及び早期治療を促進し健康の保持増進を図ります。 0 歳から 18 歳までの子どもを監護している配偶者のない父または母とその児童、父母のいない児童への医療費の助成を行います。	子育て支援課 子育て支援係
幼稚園・保育園就園奨励事業	幼稚園・保育園保育料を無料化することや 3~5 歳児の給食費のうち副食費を助成することにより、保護者負担の軽減を図り、子どもを産み育てやすい環境を創出します。	子育て支援課 幼稚園保育園係
放課後児童クラブ事業	留守家庭の児童に対し、授業終了後に小学校の空教室等で児童クラブを開設し適切な遊び・生活の場を提供します。各児童クラブの在り方の検討や設備の充実、支援員増などによる量と質の向上により町の子どもの健全育成を図ります。	子育て支援課 幼稚園保育園係
要保護児童対策事業	虐待児童の早期発見及び適切な保護や支援を目的として矢吹町要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携を図りながら組織的に対応します。 子どもの貧困に関する施策を展開するため、支援体制及び関係者のネットワーク構築を図ります。	子育て支援課 子育て支援係
屋内外運動場管理運営事業	幼児や保護者が放射能の影響を気にせず安心して遊べる場を提供するため屋内外運動場を活用し、子どもたちの運動量の確保と健全な発育発達を図ります。 平成 30 年度から、指定管理者制度を導入し施設運営を行っています。	子育て支援課 子育て支援係

事業名	事業概要	担当課
矢吹っ子応援事業	出生率の向上を図るため各種助成金等を支給することにより子育て支援策の充実を図ります。また、対象となる方へ支援策が行き渡るよう周知を図ります。	子育て支援課 子育て支援係
子ども子育て支援基金事業	「子ども子育て支援基金」を創設し、未来を担う子どもたちを安心して産み育てられる環境の整備を図るため、妊娠・出産・育児など子育てに関する事業実施にあたり、財源を安定的に確保します。	子育て支援課 子育て支援係

子ども 3-1-2 子どもを安心して産み育てることができるまちをつくりまします。

幼稚園・保育園の充実

事業名	事業概要	担当課
幼稚園業務運営事業	社会の情勢、保護者のニーズにより、幼稚園と保育園の制度が大きく変化していくと考えられます。今後は、幼稚園児数の推移や施設の老朽化などの状況を踏まえ、町立幼稚園の在り方について検討を進めます。	子育て支援課 幼稚園保育園係
保育園業務運営事業	就学前児童の教育、保育を一体的かつ町全体で取り組むための各種施策を計画的に行います。子ども・子育て支援新制度に基づき、保育施設に対する財政支援を行います。	子育て支援課 幼稚園保育園係
幼稚園管理運営事業	幼稚園教育要領に基づく心身ともに健全な幼児教育を計画的に推進するため町立4幼稚園の管理運営を行います。	子育て支援課 幼稚園保育園係
幼稚園預り保育事業	保護者が安心して働けるよう、預かり保育事業の管理運営を行います。	子育て支援課 幼稚園保育園係
幼稚園施設改修事業	園児達の安全で安心な幼稚園生活のため、幼稚園施設等の修繕・改修事業を行います。	教育振興課 施設整備係

子ども 3-2-1 教育環境が整備されたまちで次の時代を担う人を育てます。

魅力ある教育の推進

事業名	事業概要	担当課
子ども議会開催事業	各学校の総合的な学習の時間の利用等を図りながら、各小学校から代表議員を選出、運営の協議、一般質問の課題や質問者の選定、リハーサル、本会議（年1回）、結果のまとめなどを行います。	教育振興課 学校教育係
外国語指導助手活用事業	JETプログラムにより外国青年を招致し、幼小中の英語教育に取り組んでおり、令和3年度からは特に中学生の語学力向上を目的にALT（外国人指導助手）の増員を行い、3名体制で幼・保・小を含む学校教育に英語教育を実施します。	教育振興課 学校教育係
小学校教育振興運営事業	教材費、各種大会参加負担金、教材備品及び教職員用指導図書などの予算を確保し、小学校教育の充実を図ります。	教育振興課 学校教育係 施設整備係
中学校教育振興運営事業	教材費、各種大会参加負担金、教材備品及び教職員用指導図書などの予算を確保し、中学校教育の充実を図ります。	教育振興課 学校教育係 施設整備係

事業名	事業概要	担当課
教育委員会表彰事業	教育の振興発展に貢献し、その功績が顕著である個人、団体等に対し、教育委員会表彰を行います。	教育振興課 学校教育係
学力向上対策事業	学力向上推進会議による幼小中連携と、光南高校との中高連携による取り組みにより、町立小中学生全体の基礎学力の向上に努めます。また、講習会の充実を図るほか、家庭学習の強化支援、教員の指導力向上対策の支援を行います。指導主事を活用し学校現場の支援を強化し、学力向上を図ります。	教育振興課 学校教育係
大滝清雄氏顕彰「さわやか詩集」表彰事業	町の文化人で詩人の大滝清雄氏(故人)の功績を称え同氏の文庫の開庫を記念し、町内の子供達から詩を募集し、さわやか詩集を発行します。 また、詩集を図書資料として館内利用者に提供します。	生涯学習課 生涯学習係
コミュニティ・スクール推進事業	学校運営基本方針の承認、教育活動への意見など、学校と保護者や地域住民により構成される学校運営協議会、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」を目指します。	教育振興課 学校教育係

子ども 3-2-2 教育環境が整備されたまちで次の時代を担う人を育てます。

教育環境・教育施設の充実

事業名	事業概要	担当課
児童生徒サポート推進事業	専門相談員（スクールカウンセラー）の配置や関係諸機関とのネットワークを活用し、問題行動等対応を支援します。 また、特別な支援を必要とする児童生徒、不登校等の問題を抱える児童生徒のサポートを推進します。	教育振興課 学校教育係
子ども安全対策事業	子ども安全対策のために、各小学校における子ども見守り隊の装備品等の確保や防犯教室等の支援を行います。	教育振興課 学校教育係
小学校管理運営事業	小学校の管理運営のための基盤整備に努め、小学校教育の円滑な推進を図ります。また、安全で安心な学校生活のため、感染症対策の充実を図ります。	教育振興課 学校教育係
小学校施設改修事業	子ども達の安全で安心な学校生活のため、学校施設等の修繕・改修事業を行います。 施設の大規模改修も含め長期的な施設改修計画を策定・実施しながら適切な管理運営を行います。	教育振興課 施設整備係
中学校管理運営事業	中学校の管理運営のための基盤整備に努め、中学校教育の円滑な推進を図ります。 また、生徒達の安全で安心な学校生活のため、感染症対策の充実、学校施設等の修繕・改修を行います。	教育振興課 学校教育係 施設整備係
小学校施設長寿命化計画書策定事業	矢吹小学校以外の3小学校の大規模改修も含め、長期的な施設改修計画を策定し計画的かつ適切な維持管理を行います。	教育振興課 施設整備係
学校等規模適正化調査研究事業	町内の4小学校について、少子化と人口減少の加速と、老朽化に伴う改修工事の実施に合わせて、小学校の統廃合の時期を探るための検討を行います。	教育振興課 学校教育係

事業名	事業概要	担当課
給食施設整備事業	<p>中学校を除く4小学校の給食施設は、稼動後30年から40年が経過しており老朽化が進んでいます。各施設の現状を踏まえ今後の給食施設整備については、センター方式による給食提供の検討を進めます。</p> <p>施設のセンター化に合わせ、幼稚園給食を開始し子育て支援の一助とします。</p>	教育振興課 施設整備係

子ども 3-2-3 教育環境が整備されたまちで次の時代を担う人を育てます。

地域教育の推進

事業名	事業概要	担当課
青少年地域活動事業	<p>団体活動の中でキャンプ・バス研修や自然体験・スポーツ・料理・企業見学・工作教室・伝承遊びを通して創造性・協調性を養い、地域社会文化等の理解を深めます。ジュニアげんきクラブは、他地域・異学年間の交流を促進します。シニアリーダーは、地域のリーダーとしての行動力と責任感を育成します。</p>	生涯学習課 生涯学習係 スポーツ振興係
子ども会育成会支援事業	<p>子ども会育成会連絡協議会が主催する親子ディスコドッジ大会、交通事故防止絵画ポスターコンクール事業等に対して支援を行い、各地区の子ども会育成会活動の充実や活性化を図ります。</p>	生涯学習課 生涯学習係 スポーツ振興係
地域学校協働活動推進事業	<p>小中学校、幼稚園・保育園において、授業や読書活動及び総合的な学習の時間における体験活動などに図書館や登録ボランティアを活用し、学校教育の一助とします。また、小中学校及び幼稚園と地域が行う連携・協働活動（地域学校協働活動）を推進するための本部立ち上げに向けて準備を進めます。</p>	生涯学習課 生涯学習係
青少年サポート事業	<p>町内在住の、義務教育修了後、ひきこもりやその他問題を抱える青少年に対し、地域の方々の協力をいただきながら（民生児童委員、学校OB、事業者、警察）中高関係者、スクールソーシャルワーカーと町が連携し支援します。</p>	教育振興課 学校教育係

人口減少対策 6-1-1 将来に希望を持てるまちづくりを推進します。

人口減少対策プロジェクトの推進

事業名	事業概要	担当課
待機児童解消加速化事業	<p>子ども子育て支援事業計画の期間中における待機児童解消のための方策を調査・検討します。幼稚園・保育園のあり方や長期的な子ども人口の推計により、本町のニーズに沿った施設数の検討や、保育士確保を図る取組を行います。</p>	子育て支援課 幼稚園保育園係

事業名	事業概要	担当課
学校給食運営事業	小学生、中学生及び教職員に安全安心な給食を提供できるよう、給食関係業者との連携により取り組みます。また、保護者の負担軽減を図り、未来を担う子ども達を支援することで、安心して子育てできるまちづくりを目指します。	教育振興課 学校教育係 施設整備係

計画実現のために 7-1-2 協働のまちづくりを推進します。

情報発信の強化

事業名	事業概要	担当課
教育情報化推進事業	教育分野の情報を広報誌やホームページ等の多くの媒体を活用し積極的に発信します。また、学校教育の場における情報通信技術 (ICT) の推進を行い、児童生徒の学習環境の向上及び教職員の業務の軽減と効率化を図ります。	教育振興課 学校教育係

■ 令和5年4月 矢吹町教育大綱の一部変更

1 廃止事業 1 事業

「社会教育施設跡地利活用検討事業」

- ・旧中央公民館及び旧図書館の跡地活用の検討について、教育財産から普通財産に所管替えしたため

2 事業名称の変更 3 事業

- ① 「歴史民俗資料館整備検討事業」 ※歴史民俗資料利活用事業を変更
 - ・資料の利活用をより効果的に進め、資料館整備に向け検討を推進するため
- ② 「学校等規模適正化調査研究事業」 ※小学校統廃合調査研究事業を変更
 - ・幼稚園を調査対象に追加し、学校等の教育環境の充実を図るため。
- ③ 「地域学校協働活動推進事業」 ※教育ボランティア活用事業を変更
 - ・従来の教育ボランティアの活動に加え、職場見学、出前講座など、学校と町内企業等の協働活動を拡げていくため。

3 組織改編に伴う担当課の変更 23 事業

令和5年4月1日の組織改編により、教育振興課内の生涯学習係を生涯学習課と課に昇格し、係を2係（生涯学習係、スポーツ振興係）設置したことによる変更

(参考資料)

1 関係法令条文 (抜粋)

■ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (平成 26 年 6 月 20 日改正)

(大綱の策定等)

第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 (以下単に「大綱」という。) を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又これを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第 1 項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第 1 項の規定は、地方公共団体の長に対し、第 21 条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えられるものと解釈してはならない。

■ 教育基本法 (平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号)

(教育振興基本計画)

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

〒969-0296 福島県西白河郡矢吹町一本木 101 番地

矢吹町教育委員会事務局

教育振興課 (TEL 0248-44-4400 FAX 0248-42-2587)

生涯学習課 (TEL 0248-21-9112 FAX 0248-42-2587)

子育て支援課 (TEL 0248-42-2230 FAX 0248-42-2138)